

議案第8号

高根沢町職員定数条例の一部改正について

高根沢町職員定数条例（平成2年高根沢町条例第4号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員定数条例の一部改正の概要について

1 改正理由

町では、働き方改革の一環として、育児休業等の取得しやすい環境整備に取り組んでおり、その取得により長期にわたり欠員が生じる場合への対応が必要であるため、育児休業等を取得した職員を職員定数から除外するほか、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 定数から除外する対象の追加（第2条第2項）

定数から除外する対象に「育児休業者」「自己啓発等休業者」「配偶者同行休業者」を追加します。

(2) 併任職員の取扱いの明確化（第2条第4項）

定数から除外する対象に「併任職員」を追加します。

(3) 文言整理（第1条）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行され、臨時・非常勤職員の法的根拠が整理されたことから、定数の定義について「職員（臨時又は非常勤の職員を除く）」を「常勤職員（特別職の者及び地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される者を除く）」へ改めます。また、教育委員会の所管する機関について「学校及び学校以外の教育機関」を「教育機関」へ改めます。

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員定数条例の一部を改正する条例

高根沢町職員定数条例（平成2年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、町長の事務部局、議会の事務局、選挙管理委員会、監査委員の事務局、農業委員会の事務局、教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する<u>教育機関</u>に勤務する常勤職員（特別職の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される者を除く。以下同じ。）並びに企業会計の適用を受ける事業に勤務する常勤職員</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている職員</u></p> <p>(5) <u>高根沢町職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年高根沢町条例第1号）第2条の規定による承認を受けた自己啓発等休業中の職員</u></p> <p>(6) <u>高根沢町職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高根沢町条例第18号）第2条の規定による承認を受けた</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項の規定に基づき、町長の事務部局、議会の事務局、選挙管理委員会、監査委員の事務局、農業委員会の事務局、教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する<u>学校及び学校以外の教育機関</u>に勤務する職員（<u>臨時又は非常勤の職員</u>を除く。以下同じ。）並びに企業会計の適用を受ける事業に勤務する職員</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条</p> <p>2</p>

配偶者同行休業中の職員

4 職員をその職を保有させたまま他の職に任命する場合における当該他の職の数は、定数の外に置くものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。